

杨木県公報

平成28年5月10日(火) 第2781号

_	目	次	
	告	示	
○土壌汚染対策法による要措置区域の指定	•••••		 487
○土壌汚染対策法による形質変更時要届出	区域の指定…		 487
	公	告	
○平成28年度登録販売者試験の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
○大規模小売店舗の変更の届出	•••••		 489
	告	示	

栃木県告示第261号

土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第6条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域を指定するので、同条第2項の規定により次のとおり公示する。

平成28年5月10日

栃木県知事 福 田 富 一

1 指定する区域

小山市城東四丁目131番1、552番1、552番4、553番1の各一部

- 2 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物
- 3 講ずべき汚染の除去等の措置 原位置封じ込め又は遮水工封じ込め

栃木県告示第262号

土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定するので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により次のとおり公示する。

平成28年5月10日

栃木県知事 福 田 富 一

1 指定する区域

小山市城東四丁目131番1、132番2、561番の各一部

2 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物

(環境保全課)

公告

○平成28年度登録販売者試験の実施

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第36条の8 第1項の規定により登録販売者試験を次のとおり実施するので、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全 性の確保等に関する法律施行規則(昭和36年厚生省令第1号)第159条の4第2項の規定により公示する。 平成28年5月10日

栃木県知事 福 田 富 一

1 試験期日

平成28年9月14日(水) 午前9時30分から午後3時30分まで

2 試験場所

宇都宮大学陽東キャンパス (宇都宮市陽東7-1-2)

火曜日

(会場への自家用車の乗り入れは禁止する。)

※受験者多数の場合は、会場が変更になる場合がある。その場合は、受験票で通知する。

3 試験科目

次の項目について筆記形式で行う。

- (1) 医薬品に共通する特性と基本的な知識
- (2) 人体の働きと医薬品
- (3) 主な医薬品とその作用
- (4) 薬事に関する法規と制度
- (5) 医薬品の適正使用と安全対策
- 4 提出書類

受験を希望する者は、受験願書に次の書類を添えて提出すること。

なお、受験願書、写真票及び受験票は、各健康福祉センター又は栃木県保健福祉部薬務課で配布するもの を使用する。

(1) 写真票

写真(出願前6か月以内に撮影した脱帽、上半身正面向き、縦4.5cm、横3.5cmの大きさのもの。スナップ写真は認めない。)を貼り付け、所定の事項を記入したもの

- (2) 受験票
- 5 提出期間及び提出先
 - (1) 提出期間

平成28年6月13日(月)から同月22日(水)までの間に郵送により出願すること(郵送は、書留とし、同日までの消印のあるものに限り有効とする。)。

(2) 提出先

320-8501 栃木県宇都宮市塙田一丁目1番20号 栃木県保健福祉部薬務課

6 受験通知

受験願書提出者には受験通知書を送付する。

7 試験結果の発表

平成28年10月14日(金)午前10時に、栃木県ホームページ並びに栃木県庁屋外掲示場及び各健康福祉センターの掲示板に、合格者の受験番号を掲示する。

なお、電話等による問合せには、一切応じない。

また、合格者には、合格通知書を送付する。

8 試験結果の簡易開示

受験者本人は、合格発表の日から1か月間、科目別得点及び総合得点を栃木県保健福祉部薬務課において 口頭で開示請求できる。この場合、本人であることを証明できる書類(受験票、運転免許証等の身分証明 書)を持参すること。

9 受験手数料

15,000円 (栃木県収入証紙で納付すること。)

- 10 その他
 - (1) 問合せ先

栃木県保健福祉部薬務課

電話028-623-3120

(2) 受験願書等の配布について

各健康福祉センター又は栃木県保健福祉部薬務課において、平成28年5月23日(月)から配布する。 (薬務課)

○大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により、意見を有する者は、平成28年9月12日までに知事に意見書を提出することができる。

平成28年5月10日

栃木県知事 福 田 富 一

Ι

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 リオン・ドール小川店 那須郡那珂川町小川字神田175 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所 株式会社リオン・ドールビズ 福島県会津若松市中町4番36号
- 3 変更の概要

変	更	事 項	ĺ	変	更	前	変	更	後	変更年月日
大規模がする者の				株式会社小 代表取締役		伸典	株式会社小代表取締役		信介	平成24年7月2日
大規模小る者の名		前を設置	す	株式会社小代表取締役		信介	株式会社リズ 代表取締役		ドールビ 信介	平成28年3月1日
大規模小	>売店舗	甫の所在	地	那須郡那珂 174-2 外		字神田	那須郡那珂 175 外	[川町小	川字神田	平成28年4月20日

- 4 届出年月日 平成28年4月21日
- 5 縦覧場所 栃木県産業労働観光部経営支援課

 \coprod

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 リオン・ドール高根沢東店 塩谷郡高根沢町大字平田字高谷畑1992-2外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所 株式会社リオン・ドールビズ 福島県会津若松市中町4番36号
- 3 変更の概要

変	更	事	項	変	更	前	変	更	後	変更年月日
大規模	小売	店舗	を設置	株式会社小	也		株式会社小	池		平成24年7月2日
する者	がの代	表者の	の氏名	代表取締役	小池	伸典	代表取締役	小池	信介	

大規模小売店舗を設置す	株式会社小池	株式会社リオン・ドールビ	平成28年3月1日
る者の名称		ズ	
	代表取締役 小池 信介	代表取締役 小池 信介	

4 届出年月日 平成28年4月21日

5 縦覧場所 栃木県産業労働観光部経営支援課

 \prod

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 リオン・ドール高根沢店 塩谷郡高根沢町宝積寺字大久保2337-1外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所 株式会社リオン・ドールビズ 福島県会津若松市中町4番36号
- 3 変更の概要

変更	事	項	変	更	前	変	更	後	変更年月日
大規模小売する者の代			株式会社小洲 代表取締役		伸典	株式会社小 代表取締役		信介	平成24年7月2日
大規模小売 小売業を行 の氏名			株式会社北 ドール 代表取締役		オン・伸典	株式会社1 ドール 代表取締役			平成24年7月2日
大規模小売る者の名称	店舗を	設置す	株式会社小池代表取締役		信介	株式会社リ ズ 代表取締役		ドールビ 信介	平成28年3月1日

- 4 届出年月日 平成28年4月21日
- 5 縦覧場所 栃木県産業労働観光部経営支援課

(経営支援課)